

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
（営業の免許の申請等） 第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の四第二項第三号、第四条の二の七第二項、第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合	（営業の免許の申請等） 第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

には、次に掲げる書面

イゝホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(算定割当量の取得等)

第二条の二 法第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一ゝ五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

イゝホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一ゝ五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定める

ものは、次の各号に掲げる者の業務（銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）の代理又は媒介を当該各号に規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介とする。

一 長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）

二 長期信用銀行を子会社とする外国銀行

三 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である外国銀行（前二各号に掲げる者を除く。）

四 長期信用銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）

2 前項に規定する「親会社等」とは、他の法人等（銀行法施行令第

四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下この項において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権

(新設)

は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(デリバティブ取引)

第四条の二の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。)

(デリバティブ取引)

第四条の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第四条の二の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支

イ 差金の授受によつて決済される取引 ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの	三 (略) 2 (略)	払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。） （新設） （新設） 三 (略) 2 (略)
（外国銀行代理業務に係る認可の申請等） 第四条の二の四 長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 理由書 二 所属外国銀行（法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面 三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 五 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面	（新設）	

六 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることが出来る書面	七 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面	八 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第六条の第三一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案	九 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面	十 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	一 所属外国銀行が、長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。	二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。	三 所属外国銀行及び当該所属外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所属外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）を含むものをいう。以下この号において同じ。）の主たる営業所が所在する国において、長期信
--	---	--	--	--	--	---	---	--

用銀行に対し、銀行法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ 所屬外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の三第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ロ イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ハ 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所屬外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

ニ 長期信用銀行が支店の設置又は長期信用銀行の業務を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所屬外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所屬外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者とする。

（外国銀行代理業務に係る届出）

第四条の二の五 法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める外

(新設)

国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一 長期信用銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ 法第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第十三条の二第七項ただし書に規定する認可

ハ 銀行法第三十条第一項から第三項までに規定する認可

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項に規定する認可

二 長期信用銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）

イ 法第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行等（同項第三項に規定する長期信用銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第十六条の四第四項ただし書に規定する認可

ハ 銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までに規定する認可

2

長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二	所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面
三	所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
四	所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面
五	所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
六	当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面
七	当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案
八	当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
(委託契約書の案の記載事項)	
第四条の二の六	第四条の二の四第一項第八号及び前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
一	外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項
二	外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
三	外国銀行代理業務の営業日及び営業時間に関する事項
四	所属外国銀行が、外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規

(新設)

	定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理長期信用銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理長期信用銀行及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項 八 契約の期間、更新及び解除に関する事項 九 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の営業日及び営業時間の店頭揭示に関する事項 十 その他必要と認められる事項 (外国銀行代理業務の内容及び方法) 第四条の二の七 第四条の二の四第一項第九号及び第四条の二の五第二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。 一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類 二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨） 三 外国銀行代理業務の実施体制
2	前項第三号に規定する外国銀行代理業務の実施体制には、法第七十 七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する

(新設)

同法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が当該外国銀行代理長期信用銀行と他の者を誤認することを防止するための体制

（証券専門会社等の業務等）

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

（証券専門会社等の業務等）

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条の五第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものの。

三 (略)

2 3 4 (略)

5 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

一 (略)

二 第四条の五第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社(法第十三条の二第二項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)|又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの。

三 (略)

2 3 4 (略)

5 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

四| (略)

五| 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五
条第一項に規定する認定を受けている会社

三| (略)

六| 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に
規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を
受けている会社

(新設)

七| 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規
定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受
けている会社

(新設)

八| 合理的な経営改善のための計画（法第十六条の七に規定する長
期信用銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険
会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しく
は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの
子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、
当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置
のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置
の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善される
ことが見込まれるものに限る。）を実施している会社

(新設)

イ| 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ| 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する
措置

ハ| 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の
債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定

金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6
～
10
(略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引につき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の機関による判定により行われるものに限る。)

三 法第六条第三項に規定する業務(同項第五号及び第五号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二 十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号

6
～
10
(略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

(新設)

三 法第六条第三項に規定する業務(同項第五号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二 十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除

に該当するものを除く。）

十四の三・十七 （略）

十八 主として長期信用銀行持株会社、銀行持株会社（銀行法第二十条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社対象会社又は法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二・十八の三 （略）

十八の四 法第六条第二項第三号に掲げる業務

（削る）

く。）

十四の三・十七 （略）

十八 主として長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社対象会社又は法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二・十八の三 （略）

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し

て対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の五 (略)

十九～三十九 (略)

3～8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二・三 (略)

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書(以下この項及び第二十五条の二の十七において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一

十八の六 (略)

十九～三十九 (略)

3～8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務

二・三 (略)

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書(以下この項及び第二十五条の二の二において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一

項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十六第二項第一号において同じ。)を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 (略)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 (略)

2ゝ4 (略)

5 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二第二項第一号において同じ。)を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 (略)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 (略)

2ゝ4 (略)

5 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇七 (略)

八 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

(長期信用銀行持株会社及びその子会社に類する者)

第五条の九の二 法第十六条の四の二第一項イに規定する内閣府令で定めるものは、第五条の六第一項各号に掲げる者とする。

(新設)

(特例子会社対象業務)

第五条の九の三 法第十六条の四の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買とする。

(新設)

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九の四 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三

(新設)

項の規定による特例子会社対象会社(同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。)を持株特定子会社(同条第三項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

一〇七 (略)

八 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

二| 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ| 当該長期信用銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ| 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ| 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)| 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)| 株式交換契約の内容を記載した書面

(3)| 株式交換費用を記載した書面

三| 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号並びに次項第一号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ| 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ロ| 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四| 当該認可に係る特例子会社対象会社に関する次に掲げる書面

イ| 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

2 | 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請時において申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請時において申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等という。）の連結自己資本比率（同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等という。）の連結自己資本比率（同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）並びに当該長期信用銀行の単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三 申請をした長期信用銀行持株会社が、その人的構成及び子会社

の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る特例子会社対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五 申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。

3 前二項の規定は、法第十六条の四の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第十六条の四の二第六項の規定による認可について準用する。

(長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)

第五条の九の五 法第十六条の四の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第五条の九の三に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第五条の九の三に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二 商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。

(新設)

三 商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

2 前項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合においては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

（財産的基礎）

第五条の九の六 （略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 長期信用銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該長期信用銀行持株会社の議決権の数を当該長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次号において同じ。）が保有する当該長期信用銀行

（財産的基礎）

第五条の九の二 （略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 長期信用銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該長期信用銀行持株会社の議決権の数を当該長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社で

持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の十七において同じ。）、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（営業所等の設置等の届出等）

第十条 銀行法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

ある長期信用銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の二において同じ。）が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（営業所等の設置等の届出等）

第十条 銀行法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合	一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は位置の変更をする場合
二・三（略）	二・三（略）
（削る）	四 出張所を廃止する場合
2（略）	2（略）
（特定取引勘定）	（特定取引勘定）
第十二条の四の三（略）	第十二条の四の三（略）
2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のものと並びに次に掲げる取引をいう。	2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のものと並びに次に掲げる取引をいう。
一・二（略）	一・二（略）
二の二 法第六条第二項第三号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡	（新設）
三〇十二（略）	三〇十二（略）
十三 第四条の二の三第一項第二号に掲げる取引	十三 第四条の二の二第一項第二号に掲げる取引
十四（略）	十四（略）
十五 第四条の二の三第一項第三号に掲げる取引	十五 第四条の二の二第一項第三号に掲げる取引

十六 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号、第二号、第三号及び第五号から第六号の二までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第四号の二の三第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

十六 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第三号まで及び第五号から第六号の二までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第四号の二の二第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第十三条の八 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が外国銀行を当該長期信用銀行の子法人等又は関連法人等として有する場合(当該外国銀行が所在する国において当該長期信用銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。)において、当該長期信用銀行が当該外国銀行との間で当該長期信用銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三・四 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第二十五条の二 銀行法第五十二条の二の六の規定により、外国銀行代理長期信用銀行は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社(銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。)がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第十三条の八 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(長期信用銀行及び銀行を除く。以下この条において「外国銀行」という。)を当該長期信用銀行の子法人等又は関連法人等として有する場合(当該外国銀行が所在する国において当該長期信用銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。)において、当該長期信用銀行が当該外国銀行との間で当該長期信用銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三・四 (略)

(新設)

当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理長期信用銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理長期信用銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 外国銀行代理長期信用銀行は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当

該申請をした外国銀行代理長期信用銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

第二十五条の二の二 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

三 代理又は媒介を行うとする所属外国銀行の業務について、銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかを審査するための措置

四 所属外国銀行に外国銀行代理長期信用銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するた

(新設)

めの措置

五 外国銀行代理業務を営む営業所の廃止にあつては、当該営業所の顧客に係る取引が、所属外国銀行を同一とする他の外国銀行代理長期信用銀行又は他の営業所若しくは事務所へ支障なく引き継がれる等、当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

六 外国銀行代理業務に関する所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

(所属外国銀行に関する届出)

第二十五条の二の三 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(標識の様式)

第二十五条の二の四 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。

(新設)

(新設)

〔分別管理〕

第二十五条の二の五 外国銀行代理長期信用銀行は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（新設）

〔明示事項〕

第二十五条の二の六 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は

媒介を他の所属外国銀行のために行っているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

(外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供)

第二十五の二の七 第十二条の規定は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理長期信用銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(新設)

(外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止)

第二十五の二の八 外国銀行代理長期信用銀行は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

(新設)

一 契約の主体が、当該外国銀行代理長期信用銀行ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報の提供)

第二十五の二の九 外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五の二の六第一項第三号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考

(新設)

となるべき情報の提供を行わなければならない。

（外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置）

第三十四条の二の十 外国銀行代理長期信用銀行は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等（外国の法令等を含む。）を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

（新設）

（外国銀行代理長期信用銀行の密接関係者）

第二十五条の二の十一 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理長期信用銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理長期信用銀行である長期信用銀行の特定関係者（法第十七条において準用する銀行法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理長期信用銀行である長期信用銀行の子会社を除く。）とする。

（新設）

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第二十五条の二の十二 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理銀行が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒

（新設）

介をする行為ではないものとする。

（外国銀行代理業務に係る禁止行為）

第二十五条の二十三 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第十七条において準用する銀行法第五十の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、所属外国銀行代理長期信用銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反する、又は違反するおそれのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

（外国銀行代理業務に関する帳簿書類）

第二十五条の二十四 外国銀行代理長期信用銀行は、法第十七条に

（新設）

（新設）

において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（所属外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所属外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年間
- 二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた所属外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

（外国銀行代理業務に関する報告書の様式等）

第二十五条の二の十五 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第七号の二の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 外国銀行代理長期信用銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 外国銀行代理長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出し

（新設）

なければならない。

- 4 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理長期信用銀行が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(変更報告書の提出等)

第二十五条の二の十六 銀行法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第二十五条の二の十七 (略)

- 2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫

(変更報告書の提出等)

第二十五条の二 銀行法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第二十五条の二の二 (略)

- 2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫

、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
二・三 (略)	二・三 (略)
3ゝ7 (略)	3ゝ7 (略)
(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社)	(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社)
第二十五条の二の十八 (略)	第二十五条の二の三 (略)
(長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)	(長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)
第二十五条の二の十九 (略)	第二十五条の二の四 (略)
(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)	(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)
第二十五条の二の二十 (略)	第二十五条の二の五 (略)
(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)	(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)
第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一ゝ九 (略)	一ゝ九 (略)
十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得	十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有
十一 (略)	十一 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替へら

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替へら

れた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の
二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団
体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるも
のを有していない者を除く。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定す
る許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定
する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 第五条の九の六第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀
行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当
すると見込まれること。

三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの
日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がな
された日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその
法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しく

れた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の
二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定す
る許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定
する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 第五条の九の二第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀
行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当
すると見込まれること。

三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの
日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がな
された日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその
法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しく

はこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第二項の許可を取り消された場合

(4)・(10) (略)

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業

はこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第二項の許可を取り消された場合

(4)・(10) (略)

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業

協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4)・(10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定

協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4)・(10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定

める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の三 (略)

四 第十条第一項第四号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第十条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合
五 二十六 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 九 (略)

十 第二十五条の二の二十第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十一 二十二 (略)

4 10 (略)

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）
第二十六条の二の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の三 (略)

四 第十条第一項第四号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の廃止又は第十条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合
五 二十六 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 九 (略)

十 第二十五条の二の五第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十一 二十二 (略)

4 10 (略)

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）
第二十六条の二の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧

イ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機

客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二（略）

2（略）

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の使用に係る電

に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二（略）

2（略）

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第二十六条の二の十第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

いう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第二十六条の二の十第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第二十六条の二の九（略）

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることとなる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第二十六条の二の九（略）

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ファイルに記録する方法

ロ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 (略)

三 申出者が最初に当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

ロ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 (略)

三 申出者が最初に当該長期信用銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二十六条の二の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二十六条の二の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ (略)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二十六条の二の十六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第六条の八第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ (略)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二十六条の二の十六 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第六条の八第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第二十六条の二の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十六条の二の十八 令第六条の八第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二（略）

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

3 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第二十六条の二の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十六条の二の十八 令第六条の八第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二（略）

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イゝハ (略)

二 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二十六条の二の二十一 (略)

2 (略)

3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第二十六条の二の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イゝハ (略)

二 長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二十六条の二の二十一 (略)

2 (略)

3 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第二十六条の二の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を

上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三～十五 （略）

十六 顧客が当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

十七・十八 （略）

2 （略）

（契約締結時交付書面の記載事項）

第二十六条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及

用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三～十五 （略）

十六 顧客が当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

十七・十八 （略）

2 （略）

（契約締結時交付書面の記載事項）

第二十六条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及

び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の商号 二 十 （略） 十一 顧客が当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法 2 （略） （禁止行為） 第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 五 （略） 六 外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十三各号に掲げる行為 七 （略）	び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の商号 二 十 （略） 十一 顧客が当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法 2 （略） （禁止行為） 第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 五 （略） （新設） 六 （略）
--	--